

令和5年

奥州市教育委員会会議録

第11回定例会11月22日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和5年11月22日(水)午後3時
閉会 令和5年11月22日(水)午後3時30分
開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員当の氏名

	高橋勝	教育長
1番	吉田政	委員(教育長職務代理者)
2番	高橋キエ	委員
3番	松本崇	委員
4番	菊地幸	委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

佐藤浩光教育部長、松戸昭彦教育総務課長、吉田博昭学校教育課長、菊池長学校教育課主幹、小野寺正行歴史遺産課長、千葉学協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者 千田俊輔教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件(議事日程第1号)

第1 会期の決定

第2 教育長報告

生徒指導について

第3 議案第1号 江刺こども支援施設の設置について

第4 議案第2号 奥州市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部改正について

第5 議案第3号 奥州市教育委員会公印規程及び奥州市教育委員会文書規程の一部改正について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決(教育長報告「生徒指導について」)、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定

第2 教育長報告

- (1) 生徒指導について
詳細について、吉田学校教育課長が資料に基づき説明
-

第3 議案第1号 江刺こども支援施設の設置について

松戸教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由を説明した。

【提案理由】

- ・ 令和5年度末で閉園する岩谷堂幼稚園の園舎を有効活用し、フロンティア奥州えさし、幼児ことばの教室及び幼児教室の3つの役割を持つ、江刺こども支援施設を開設しようとするもの。

【質疑等】

吉田委員

フロンティア奥州と内容的に同じものか。

吉田学校教育課長

基本的に同じで、同じものが市内に2か所で、江刺に1つ新しくできる。

吉田委員

現在、不登校を中心に対応しているが、「保護者に対し」と「療育の場」がどういうことなのか、もう少し詳しく説明してほしい。

佐藤教育部長

療育事業、ことばの教室、フロンティア奥州の3つを同じ場所で行うものである。

吉田委員

「療育の場」はどのようなものか。

佐藤教育部長

現在、幼児教室ちょうちょうとして江刺総合コミュニティセンターで行っている発達支援の子どもの機能訓練を移転させるもの。教育委員会の所管は、ことばの教室とフロンティア奥州で、幼児教室ちょうちょうは健康こども部の所管である。

吉田委員

現在のフロンティア奥州の指導者は教師経験者である。療育と言うと医療的なものも含まれる感じがするが、スタッフはどうなるのか。

佐藤教育部長

療育の部分は健康こども部の支援センターの職員が対応する。

高橋教育長

異なる機能が同居するもので、フロンティア奥州の指導員が療育をするものではない。

高橋委員

開園スケジュールはどうなっているのか。

菊池学校教育課主幹

施設の改修を4月中に終えたいと考えている。その後、5月から利用開始の予定である。

佐藤教育部長

ことばの教室は現在も同じ場所で開設しているので、4月からできる。フロンティア奥州も準備ができ次第始めたい。

高橋教育長

手続き等が整った段階で、改修が終わってれば順次始められる。

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第4 議案第2号 奥州市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部改正について
松戸教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由を説明し、吉田学校教育課長が詳細説明を行った。

【提案理由】

- ・ 奥州市立小学校の再編に伴い、就学すべき学校の区域が変更となることから、本件規則を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 黒石小学校を姉体小学校に胆沢愛宕小学校を若柳小学校に統合することに伴い、就学すべき学校の区域が変更となるため、黒石小学校及び胆沢愛宕小学校を削り、姉体小学校及び若柳小学校の区域を改めるもの。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第5 議案第3号 奥州市教育委員会公印規程及び奥州市教育委員会文書規程の一部改正について
松戸教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由を説明し、松戸教育総務課長が
詳細説明を行った。

【提案理由】

- ・ 奥州市学校再編計画に基づく市立小学校の統合及び奥州市立教育・保育施設再編計画に基づく市立幼稚園の廃止に伴い、これらの教育機関に係る公印及び文書の記号に関する規程を整理するため関係訓令を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 奥州市教育委員会公印規程について、公印の種類等を規定している別表から奥州市立黒石小学校、奥州市立胆沢愛宕小学校、奥州市立佐倉河幼稚園、奥州市立羽田幼稚園、奥州市立岩谷堂幼稚園、奥州市立南都田幼稚園及び奥州市立若柳幼稚園を削るもの。
- ・ 奥州市教育委員会文書規程について、公印規程と同様に文書の記号を規定している別表から統合する学校及び廃止する幼稚園を削るもの。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

閉会